

# 訪問介護事業所 もみじの里 ご案内

当事業所は、旧神石町の中心地、呉ヶ峠にあり、自然豊かな木々に囲まれ四季折々の山々を楽しめる環境の中にあります。

日常生活に支援が必要な高齢者、身体障害者・知的障害者・児童及び精神障害者の介護を訪問により行います。

また、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターを併設しており、事業所間でもスムーズな連携が図れ、統一した援助が行えます。

## 利用について

### 1. 利用対象者

- ・要支援 1・2、および要介護 1～5 の認定を受けておられる方。

### 2. 利用の申し込み

- ・担当の介護支援専門員にご相談ください。

(介護保険の認定が無い方、担当の介護支援専門員がおられない場合、地域包括支援センターかお近くの居宅介護支援事業所にご相談ください。)

## 利用内容について

### ①身体介護…入浴・排泄・食事等の介護を行います。

- 入浴介助…入浴の介助または、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などします。
- 排泄介助…排泄の介助、オムツ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。

### ②生活援助…調理・洗濯・買い物等日常生活上の世話をを行います。

- 調理 …ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯 …ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除 …ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません)
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

### ③訪問介護員の禁止行為…訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- 医療行為
- ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う食事・喫煙
- ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

## 個人情報保護について

当法人は利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守、個人情報の保護を図ります。

当事業所では、いつでも問い合わせ・相談及び見学に応じますので、お気軽にご連絡ください。

## 営業・受付時間のご案内

月曜日～日曜日（祝・祭日含む） 8：30～17：30

## 利用料金について

### 《要介護 認定者》

①基本利用料金 ※令和2年4月1日現在

|      |                |                |                 |                     |
|------|----------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 身体介護 | 20分以上<br>30分未満 | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間半未満 | 1時間半以上<br>(30分増す毎に) |
|      | 249円/回         | 395円/回         | 577円/回          | 83円/回               |
| 生活援助 | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上          |                 |                     |
|      | 182円/回         | 224円/回         |                 |                     |

②加算料金

| 加算の種類         | 加算の要件                               | 実費             |
|---------------|-------------------------------------|----------------|
| 初回加算          | 新規の方で初回のみ                           | 200円/月         |
| 特別地域訪問介護加算    | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問介護事業所が訪問を行う場合。 | 所定単位数の15%相当する額 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している通所介護事業所の場合     | 総単位数の8.6%相当する額 |

☆負担割合1割の料金表示となっています。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

※二人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

### 《要支援 認定者》

①基本利用料金 ※平成27年8月1日現在

|                      |          |          |
|----------------------|----------|----------|
| (Ⅰ) 週1回程度の介護予防 訪問介護  | 要支援1・2の方 | 1,172円/月 |
| (Ⅱ) 週2回程度の介護予防 訪問介護  | 要支援1・2の方 | 2,342円/月 |
| (Ⅲ) (Ⅱ)を超える介護予防 訪問介護 | 要支援2の方   | 3,715円/月 |

②加算料金

| 加算の種類            | 加算の要件                               | 実費               |
|------------------|-------------------------------------|------------------|
| 初回加算             | 新規の方で初回のみ                           | 200円/月           |
| 特別地域訪問介護加算       | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問介護事業所が訪問を行う場合。 | 所定単位数の15%に相当する額  |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)    | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している通所介護事業所の場合     | 総単位数の10.0%に相当する額 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 〃                                   | 〃                |

☆負担割合1割の場合の料金表示となっています。